テールゲートリフター特別教育講師養成講習費用助成金交付要綱

（目　　的）

第１条　この要綱は、一般社団法人千葉県トラック協会（以下「千ト協」という。）の会員事業者（以下「事業者」という。）が、テールゲートリフター特別教育講師養成講習（以下「特別教育講師養成」という。）を受講して資格を取得した場合の受講費用の一部を助成することとし、テールゲート操作を行う荷役作業に就労する従業員が安全な作業方法を身につけるための特別教育の実施を推進することを目的とする。

（助成対象者）

第２条　助成対象者は、会費の未納のない事業者とする。

（助成対象機関）

第３条　助成対象機関は、陸上貨物運送事業労働災害防止協会千葉県支部（以下「対象機関」という。）とする。

（助成対象）

第４条　助成対象は、当該年度４月１日から３月末日までに、千葉県内の営業所に勤務する従業員が対象機関で特別教育講師養成を受講し、資格取得したものとする。

（助成金額及び助成上限人数）

第５条　助成金額は、１名当り１５，０００円とし、一事業者当り５名までとする。

（助成金の交付申請）

第６条　助成金の交付を受けようとする事業者は、対象機関へ助成金額を差し引いた額を支払うこととする。

　但し、千ト協は当該年度の予算に達した時点で申請受付を予告なく終了する。

（助成金の交付）

第７条　千ト協は、対象機関から受講者の報告があった場合は、その内容を審査し、妥当と認められる場合には、助成金を交付するものとする。

（助成金の返還）

第８条　千ト協は、事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、事業者に対し既に交付した助成金の全部もしくは一部の返還を命じることができる。

１）この要綱その他千ト協が定める事項に違反したとき

２）虚偽その他不正な手段により助成金の交付を受けたとき

２．前項により返還を命じられた事業者については、千ト協が行う助成事業すべてに係る申請は、原則として、当分の間、受付を行わないものとする。

（そ　の　他）

第９条　この要綱に定めるもののほかに、その運用に関して必要がある場合には、会長が別に定めるものとする。

（附　則）本要綱は、令和６年４月１日より実施する。

（一部改正）本要綱は、令和７年４月１日より実施する。